

評価業務規程

株式会社ジェイ・イー・サポート

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社ジェイ・イー・サポート（以下「ジェイイー」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 8月14日から8月16日までの日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 評価等の事務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前にジェイイーと申請者との間において評価等の業務を行うための日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる

(事務所の所在地)

第4条 評価等の業務の主たる事務所の所在地は、広島県広島市中区八丁堀15番8号とする。

2 東京支店の所在地は、東京都千代田区神田富山町22とする。

3 福岡支店の所在地は、福岡県福岡市中央区天神一丁目9番17号とする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 評価等の業務を行う区域は、次のとおりとする。

日本全域（東京都、新潟県、及び沖縄県の島嶼部を除く）とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 ジェイイーは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質の確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

2 ジェイイーは、前項に規定する住宅の種別の全てについて長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、ジェイイーに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定に

より明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)

- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し（ジェイイーが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、ジェイイーに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）及び（3）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、ジェイイーにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。
- 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

（長期使用構造等確認の申請）

第8条 長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）の申請を求めようとする者は、ジェイイーに対し次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
- (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、ジェイイーに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理及び契約）

- 第10条 ジェイイーは、前条の設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項について審査し、当該設計評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 ジェイイーは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、ジェイイーは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 ジェイイーは、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者とジェイイーは、別に定めるジェイ・イー・サポート評価業務約款（以下「評価業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。
- 5 前項の評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、ジェイイーの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報

をジェイイーに提供しなければならないこと。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 評価料金の額に関すること。
- (b) 評価料金の支払期日に関すること。
- (c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
- (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他ジェイイーに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
- (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、ジェイイーに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
- (c) 申請者は、ジェイイーが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のジェイイーに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる。
- (d) ジェイイーは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
- (e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる。

(6) ジェイイーが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
- (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6 前5項の規定（前項（1）の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第11条 ジェイイーは、法、これに基づく命令及び告示並びに「ジェイ・イー・サポート評価等業務マニュアル」に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られ

るまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をジェイイーに提出する。

- 2 前項の場合においては、ジェイイーは、設計住宅性能評価を中止し、提出された設計評価提出図書を申請者に返却する。
- 3 この場合設計住宅性能評価の申請を受理し、設計評価業務に着手している場合は収納した評価料金は返還しない。
- 4 前3項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてジェイイーに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、ジェイイーが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げる、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 ジェイイーは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかつたことその他当ジェイイーに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかつたとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。
 - 3 ジェイイーは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
 - 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
 - 5 前4項（ただし、第1項（3）を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第4号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。ジェイイーが確認を行い、別に定める様式により、軽微な

変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、ジェイイーが法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、ジェイイーに対し、次の各号（ジェイイーにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、（2）を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し（ジェイイーにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価又はその写しを除く。）
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、ジェイイーに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）及び（3）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、ジェイイーにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価又はその写しを除く。
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、ジェイイーに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4の3（1）イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4の3（1）ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ（1）若しくはハ（2）に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第1項から第3項までに掲げる図書が整っていない場合であっても、ジェイイーに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(長期使用構造等確認の申請)

第17条 長期使用構造等の確認（既存住宅に係るものに限る。第18条を除き、以下この章において同じ。）を求めようとする者は、ジェイイーに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、ジェイイーに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直近の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用

構造等確認書に替えて建設住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。

- 3 前条第5項の規定は前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第18条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等の確認（建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。）の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第19条 ジェイイーは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 形式上の不備がないこと。
- (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 ジェイイーは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、ジェイイーは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4 ジェイイーは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者とジェイイーは、ジェイイーが別に定める評価業務約款に基づき契約を締結したものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 申請者は、ジェイイーの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をジェイイーに提供しなければならないこと。
- (b) 申請者は、ジェイイーの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
- (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他ジェイイーに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをジェイイーに提出しないときは、業務期日を延期することができるること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
- (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、ジェイイーに書面をもって通知することにより当該契約を

解除できること。

- (c) 申請者は、ジェイイーが行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のジェイイーに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる。
- (d) ジェイイーは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができる。
- (e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる。

(6) ジェイイーが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
- (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと

6 前5項の規定（前項（1）の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは、「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図面」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは、「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは、「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第20条 ジェイイーは、法、これに基づく命令及び告示並びにジェイ・イー・サポート評価等業務マニュアル及びジェイ・イー・サポート長期使用構造等確認マニュアルに従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、ジェイイーは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

第21条 申請者は、ジェイイーに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を文書により通知しなければならないものとする。

- 2 ジェイイーは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書をジェイイーに提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場

に備えておかなければならぬものとする。

- 5 ジェイイーは、検査を行ったときは、遅滞なく、検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第22条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をジェイイーに提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、ジェイイーは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。
3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(建設工事の変更)

第23条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について建設住宅性能評価に係る変更等の申告書によりジェイイーに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、ジェイイーが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第24条 ジェイイーは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書(既存住宅の場合、現況調査・評価書を追加)を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
(2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
(3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
(4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
(5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかつたこと、検査時期に必要な検査を行えなかつたことその他ジェイイーに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかつたとき。
(6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

- 2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
3 ジェイイーは、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
5 前4項(ただし、第1項(3)及び(4)を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第7条第2項及び第3項の規定」とあるのは、「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「その旨を通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第25条 第17条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第7条第5号に規定する軽微な変更(以下この条において単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。ジェイイーが確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する場合は、軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は、軽微な変更に該当しな

い旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は、軽微な変更に該当するかどうかを決定できない旨の通知書を申請者に交付する。

ただし、ジェイイーが法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

第26条 ジェイイーの代表取締役（以下単に「代表者」という。）は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとするものとする。

(評価員の解任)

第27条 代表者は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第28条 代表者は、評価等の業務を実施するため、評価員を本社に2名以上、東京支店に1名以上及び福岡事務所に1名以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
- 3 支店又は事務所の評価員が病気等の事情により、評価等の業務を実施できない場合にあっては、速やかに本社、他の支店又は他の事務所の評価員が評価等の業務を実施する。ただし、緊急の場合にあっては本社、他の支店又は他の事務所において、評価等の業務を実施する。
- 4 ジェイイーは、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第29条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、四半期ごとに、ジェイイーの行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

第30条 評価等の業務に従事する職員を、第28条第1項の規定により配置された評価員を含め、本社に5名以上、東京支店及び福岡事務所にそれぞれ2名以上配置する。

- 2 ジェイイーは、住宅性能評価業務担当役員を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、別に定める要領に基づく内部監査を実施するなど、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第31条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場

に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の証明書の様式は、別途定める。

(秘密保持義務)

第32条 ジェイイーの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第33条 申請者は、別表2から別表8に定める評価料金又は確認料金（以下「評価料金等」という。）を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

第34条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行う場合で、その申請において住宅型式性能認定書の写し（ジェイイーが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ的確な実施に支障がないと認めた場合を除く）が添えられているとき。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行う場合で、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（ジェイイーが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ的確な実施に支障がないと認めた場合を除く）が添えられているとき。
- (3) 共同住宅等の設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (4) 建設住宅性能評価（既存住宅を除く）の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。
- (5) 戸建住宅は年間30戸以上、共同住宅等は一棟が30戸以上で年間50戸以上の設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるときで、設計の仕様、等級が概ね同一で設計図書の記載内容が整理されているエネルギー計画の住戸が多いなど、審査が効率的に実施できるとジェイイーが認めるとき。
- (6) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当ジェイイーが判断したとき。
- (7) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図られるよう戸建住宅3戸以上又は共同住宅等2棟以上の建設住宅性能評価の申請を同時に受けるとき、若しくは第5号で効率的審査ができると認めた1棟50戸以上の共同住宅等の建設住宅性能評価において、検査内容の把握のし易さや同じタイプの住宅が多いことなどから、検査が効率的に実施できるとジェイイーが認めるとき。
- (8) 変更設計住宅性能評価申請又は変更に係る長期使用構造等確認申請若しくは変更建設住宅性能評価申請に係る変更内容は申請毎に大きく異なることから、別表2から別表4で算定した評価料金等が業務量に対して相当高くなるとジェイイーが認める場合は、業務量に応じて減額することができる。
- (9) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。

(評価料金等を増額するための要件)

第35条 評価料金等は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 設計住宅性能評価申請書又は長期使用構造等確認申請書の受付後、申請者の都合で審査が中断する場合や、同じ内容

の是正の指摘が繰り返される、または指摘以外の箇所が変更されるなど、ジェイイーの責めに帰すことができない事由により、ジェイイーの業務量が増大するとき。

(2) 設計住宅性能評価申請書又は長期使用構造等確認申請書受付後の審査途中において、評価等級が変わる、または図面が変わることで大きな変更があり、申請者の依頼その他の事由で再審査が必要になったとき。

(3) 申請者の依頼で、通常の処理期間より早期に評価を行うとき。

(4) 温熱環境・エネルギー消費量に係る計算ソフトで、一般的に使われている一般社団法人住宅性能評価・表示協会又は国立研究開発法人建築研究所等が提供する計算ソフト以外の計算ソフトを使用されているため、ジェイイーの業務量が増大するとき。

(5) 変更更設計住宅性能評価申請書、変更に係る長期使用構造等確認申請、変更建設住宅性能評価申請又は建設住宅性能評価に係る変更等の申告書受付後の評価において、申請者の都合で審査が中断する場合や同じ訂正内容の指摘が繰り返されるなど、ジェイイーの責めに帰すことができない事由によりジェイイーの業務量が増大するとき。

(評価料金等の返還)

第36条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、共同住宅等に係る建設住宅性能評価の申請を工事途中で取り下げる場合又はジェイイーの責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(検査に係る出張費)

第37条 建設評価の業務を実施するため、評価員等が出張する場合は、別表6に定める出張費を請求することができる。

(負担金の納付)

第38条 ジェイイーは、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雜　　則

(登録の区分等の掲示)

第39条 ジェイイーは、法第17条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第40条 ジェイイーは、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したジェイイーのホームページ(<https://www.jesupport.jp/>)において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第41条 ジェイイーは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第42条 利害関係人は、次の各号に掲げる事項について閲覧又は謄写等の請求をすることができる。ただし、閲覧の時間は、ジェイイーの営業日であって、午前9時00分から午後5時00分までとする。

また、(1)の請求をする場合は、1枚、44円(税込金額。以下同じ。)、(2)の請求をする場合は、1件当たり、220円、(3)の請求をする場合は、1枚44円、(4)の磁気ディスクによって請求者に交付する方法は、1件当たり220円の手数料をジェイイーに支払わなければならない。

(1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

- (3) 財務諸表等が電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像画に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもののうち、ジェイイーが定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。
- (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
- (c) (a) 及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存）

第43条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする

- (1) 法第19条第1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第6条の2第3項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第44条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第45条 ジェイイーは、電子情報処理組織による申請の受け付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（評価等の業務に関する公正の確保）

第46条 ジェイイーの長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 ジェイイーの代表者、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 ジェイイーの代表者、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項（1）、（2）、（3）または（4）に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第47条 ジェイイーは、評価等の業務に關し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間3,000万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第48条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、ジェイイーに相談をすることができる。この場合においては、ジェイイーは、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

改定：平成18年6月20日

改定：平成18年10月10日

改定：平成18年12月4日

改定：平成19年1月10日

改定：平成19年3月1日

改定：平成19年10月15日

改定：平成20年1月15日

改定：平成20年6月20日

改定：平成20年9月8日

改定：平成21年4月1日

改定：平成21年6月1日

改定：平成22年6月1日

改定：平成23年1月17日

改定：平成23年11月1日

改定：平成24年2月1日

改定：平成24年4月1日

改定：平成24年5月30日

改定：平成25年9月25日

改定：平成25年11月1日

改定：平成26年3月10日

改定：平成27年4月1日

改定：平成27年6月1日

改定：平成27年12月21日

改定：平成28年4月11日

改定：平成29年5月1日

改定：平成30年12月1日

改定：令和元年11月25日

改定：令和2年4月13日

改定：令和3年4月1日

改定：令和3年11月1日

改定：令和4年2月20日

改定：令和4年10月1日

改定：令和5年6月1日

別表1 (第12条関係)

1～3桁目	107：(株)ジェイ・イー・サポートの機関番号 (国土交通省の登録番号とは異なる)
4～5桁目	01：本社 02：東京支店 03：福岡支店
6～9桁目	西暦
10桁目	住宅性能評価について 1：設計 2：建設(新築) 3：建設(既存) 4：設計及び長期確認 5：建設(既存)と長期確認 長期使用構造等確認について 1：新築 2：増築・改築 3：建築行為無
11桁目	1：戸建住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

別表2 新築住宅の住宅性能評価の評価料金(第33条関係)

住宅性能評価業務に係る評価料金は、以下のとおりとする。単位は円とし、税込額で表示する。

別表番号に続く(・管内)の記載がない表は、全国統一料金

1 戸建住宅

(1) 設計住宅性能評価の評価料金

当該住宅の延べ面積及び選択項目の区分に応じて、別表2-1-1に定める額とする。

別表2-1-1 設計住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)	追加料金(選択項目)	
200 m ² 以内	66,000 ※2	1分野につき ※1	2,200
200 m ² 超える	88,000 ※2		

※1：日本住宅性能表示基準別表1の、1構造の安定に関することから10防犯に関することの10分野をいう。選択料金は、必須項目を含まない分野ごとに1,100円を加算。ただし6,600円を限度とする。(以下同じ)

(2) 住宅型式性能認定等を含む設計住宅性能評価の評価料金

住宅型式性能認定又は型式住宅部分製造者認証(以下「認定等」という。)を利用した評価料金は、前号にかかわらず、当該住宅に係る認定等を含む評価項目の分野によって軽減される業務量に応じて、別表2-1-2に定める額とする。

別表2-1-2 住宅型式性能認定等を含む設計住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)	
	料 金 1 ※1	料 金 2 ※2	1分野につき ※3	2,200
200 m ² 以内	38,500	35,200		
200 m ² 超える	40,700	37,400		

※1：日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)若しくは5(温熱)のいずれかに認定等が適用される場合。

※2：日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)及び5(温熱)のいずれにも認定等が適用される場合。

※3：選択項目に認定等が適用される場合、550円/分野の加算とする。

(3) 変更設計住宅性能評価の評価料金

ア 当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価又は認定等を含む設計住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、別表2-1-1又は別表2-1-2で算出した額に0.5を乗じた額とする。

ただし、必須項目の過半の分野を変更する場合は、別途見積とする。

また、評価項目を減ずる場合など審査を伴わない変更にあっては、5,500円とする。

イ アにおいて、当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価又は認定等を含む設計住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-1-1又は別表2-1-2を適用する。

(4) 建設住宅性能評価の評価料金

ア 当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価又は変更住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、延べ面積及び選択項目の区分に応じて、別表2-1-3に定める額に、別表7で定める額を加算した額とする。

別表2-1-3 建設住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)	追加料金(選択項目)	
200 m ² 以内	85,800	1分野につき ※1	2,200
200 m ² 超える	101,200		

※1：建設住宅性能評価の引受後、変更設計住宅性能評価により評価項目を増やす場合の追加料金は、追加項目1分野につき1,100円を加算する。また、変更設計住宅性能評価を必要としない部分的な変更を施工状況報告書で報告する場合は、1(構造)又は5(温熱)については、1分野5,500円を、その他の分野は1分野1,100円を加算する。

イ アにおいて、当該住宅に係る直前の設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-1-3で算出した額に1.5を乗じた額とする。

ウ 評価対象住戸において、室内空気中の化学物質の濃度等の測定が選択された場合は、ア又はイの額に別表5で定める額及び別表7で定める額を加算した額とする。(次号(5)から(7)も同様とする。)

(5) 住宅型式性能認定等を含む建設住宅性能評価の評価料金

ア 当該住宅に係る直前の認定等を含む設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、認定等を含む評価項目の分野によって軽減される業務量に応じて、別表 2-1-4 に定める額に別表 7 で定める額を加算した額とする。

別表 2-1-4 住宅型式性能認定等を含む建設住宅性能評価の評価料金

延べ面積	料 金 (必須項目のみ)		追加料金(選択項目)
	料 金 1 ※1	料 金 2 ※2	
200 m ² 以内	73,700	66,000	1 分野につき ※3
200 m ² 超える	77,000	71,500	2,200

※1：日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)若しくは5(温熱)のいずれかに認定等が適用され、現場検査回数が3回の場合の基本料金。現場検査回数が異なる場合は、6,600円/回で補正する。

※2：日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)及び5(温熱)のいずれにも認定等が適用され、現場検査回数が2回の場合の基本料金。現場検査回数が異なる場合は、6,600円/回で補正する。

※3：選択項目に認定等が適用される場合、550円/分野の加算とする。

また、別表2-1-3脚注※1を準用する。この場合、追加又は変更項目に認定等が適用される分野の手数料加算は半額とする。

注) 別表2-1-2の注)と同じ。

イ アにおいて、当該住宅に係る直前の認定等を含む設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-1-3又は別表2-1-4で算出した額に1.5を乗じた額とする。

(6) 変更建設住宅性能評価の評価料金

ア 当該住宅に係る直前の建設住宅性能評価又は認定等を含む建設住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、別表2-1-3又は別表2-1-4で算出した額に0.5を乗じた額とする。

ただし、必須項目の過半の分野を変更する場合は、別途見積とする。

また、評価項目を減ずる場合など検査を伴わない変更にあっては、5,500円とする。

イ アにおいて、当該住宅に係る直前の建設住宅性能評価又は認定等を含む建設住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-1-3又は別表2-1-4で算出した額に1.5を乗じた額とする。

(7) 再検査、又は追加検査の料金

別表2-1-5(追加検査が6(空気)6-1を含む場合は、別表2-1-5で定める額に別表5で定める額を加算し、6(空気)6-1のみの場合は、別表5で定める額)に定める額に別表7で定める額を加算した額とする。

別表2-1-5 再検査、又は追加検査の料金

料 金
22,000

2 共同住宅等

(1) 設計住宅性能評価の評価料金

当該共同住宅等の延べ面積の区分、評価戸数及び選択項目数により、別表 2-2-1 に定める額とする。

別表 2-2-1 設計住宅性能評価の評価料金

住棟延べ面積	料 金 [A+B×M+C×分野数×M]			
	A 住棟料金	評価住戸加算		
		B 基本料金(必須項目のみ)	C 選択分野加算	
			3 分野以下	4 分野以上
		(料金/1 分野)	(料金/1 分野)	(料金/1 分野)
500 m ² 以内	132,000	7,700	550	550
500 m ² 超え 1,000 m ² 以内	132,000	7,700	550	550
1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以内	143,000	7,700	550	550
2,000 m ² 超え 3,000 m ² 以内	143,000	7,700	550	330
3,000 m ² 超え 4,000 m ² 以内	154,000	7,700	550	330
4,000 m ² 超え 5,000 m ² 以内	165,000	7,700	550	330
5,000 m ² 超え 10,000 m ² 以内	242,000	7,150	550	330
10,000 m ² を超える 20,000 m ² 以内	418,000	7,150	550	220
20,000 m ² を超える 50,000 m ² 以内	858,000	7,150	550	220

M : 評価対象戸数

(2) 住宅型式性能認定等を含む設計住宅性能評価の評価料金

当該共同住宅等に係る認定等を含む評価料金は、評価項目の分野によって軽減される業務量に応じて、別表 2-2-2 に定める額とする。

別表 2-2-2 住宅型式性能認定等を含む設計住宅性能評価の評価料金

延べ面積	設計住宅性能評価料金 (住棟金額 + 評価住戸加算)				
	住棟金額 A	評価住戸加算 M×B + (選択項目がある場合は;M×C×分野数)			
		基本料金 B		追加料金(選択項目) C	
		料 金 1 ※1	料 金 2 ※2	1 分野につき ※3	550
500 m ² 以下	55,000	13,200	11,000	1 分野につき ※3	550

M : 評価対象戸数

※1 : 日本住宅性能表示基準別表 1 左欄3(劣化)に加え、1(構造)若しくは5(温熱)のいずれかに認定等が適用される場合。

※2 : 日本住宅性能表示基準別表 1 左欄3(劣化)に加え、1(構造)及び5(温熱)のいずれにも認定等が適用される場合。

※3 : 選択項目に認定等が適用される場合、330 円/分野の加算とする。

注) 別表 2-1-2 の注)と同じ。

(3) 変更設計住宅性能評価の評価料金

ア 当該共同住宅等に係る直前の設計住宅性能評価又は認定等を含む設計住宅性能評価をジェイマーで行っている場合は、1 回の変更につき別表 2-2-1 又は別表 2-2-2 で算出した額に 0.5 を乗じた額とする。

ただし、必須項目の過半の分野を変更する場合は、別途見積とする。

また、評価項目を減ずる場合など審査を伴わない変更にあっては、戸当たり 5,500 円とすることができる。

イ アにおいて、当該共同住宅等に係る直前の設計住宅性能評価又は認定等を含む設計住宅性能評価をジェイマー以外の者が行っている場合は、別表 2-2-1 又は別表 2-2-2 に定める額とする。

(4) 建設住宅性能評価の評価料金

ア 当該共同住宅等に係る直前の設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイマーで行っている場合は、評価対象住宅の延べ面積の区分、評価戸数及び選択項目の数により別表 2-2-3 に定める額に別表 7 で定める額を加算した額とする。

別表 2-2-3 建設住宅性能評価の評価料金

住棟延べ面積	料 金 [A + B×M + C×分野数×M]				
	A 住棟料金	評価住戸加算			
		B 基本料金(必須項目のみ)		C 選択分野加算	
				3 分野以下	4 分野以上
		(料金/1 分野)	(料金/1 分野)		
500 m ² 以内	209,000	13,200	1,100	1,100	1,100
500 m ² 超え 1,000 m ² 以内	209,000	13,200	1,100	1,100	1,100
1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以内	220,000	13,200	1,100	1,100	1,100
2,000 m ² 超え 3,000 m ² 以内	220,000	13,200	1,100	880	880
3,000 m ² 超え 4,000 m ² 以内	253,000	13,200	1,100	880	880
4,000 m ² 超え 5,000 m ² 以内	275,000	13,200	1,100	880	880
5,000 m ² 超え 10,000 m ² 以内	297,000	13,200	1,100	880	880
10,000 m ² を超える 20,000 m ² 以内	825,000	13,200	1,100	660	660
20,000 m ² を超える 50,000 m ² 以内	1,100,000	13,200	1,100	660	660

M : 評価対象戸数

注1 : 対象となる共同住宅等の住棟料金は、階数が17以上(地階を含む)となる場合には、階数から10を減じ7で除した値(少數点以下切り捨て)に77,000円を乗じた額を加算する。

注2 : 建設住宅性能評価の引受後、変更設計住宅性能評価により評価項目を増やす場合の追加料金は、追加項目1分野につき1,100円(5(温熱))の場合は2,200円)を加算する。

また、変更設計住宅性能評価を必要としない部分的な変更を施工状況報告書で報告する場合は、1(構造)又は5(温熱)については、1分野5,500円を、その他の分野は1分野1,100円を加算する。

イ アにおいて、当該共同住宅等に係る直前の設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-2-3で算出した額に1.5を乗じた額とする。

ウ 評価対象住戸において、室内空気中の化学物質の濃度等の測定が選択された場合は、上記ア又はイの額に別表5で定める額及び別表7で定める額を加算した額とする。(次号(5)から(7)も同様とする。)

(5) 住宅型式性能認定等を含む建設住宅性能評価の評価料金

ア 当該共同住宅等に係る直前の認定等を含む設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、認定等を含む評価項目の分野によって軽減される業務量に応じて、別表2-2-4に定める額に別表7で定める額を加算した額とする。

別表2-2-4 住宅型式性能認定等を含む建設住宅性能評価の評価料金

延べ面積	建設住宅性能評価の料金 (住棟金額 + 評価住戸加算)						
	住棟金額 A	評価住戸加算 M×B + (選択項目がある場合は;M×C×分野数)				追加料金(選択項目) C	
		基本料金 B					
		料 金 1 ※1	料 金 2 ※2				
500 m ² 以下	77,000	14,300	12,100	1 分野につき ※3	550		

M : 評価対象戸数

※1 : 日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)若しくは5(温熱)のいずれかに認定等が適用され、現場検査回数が3回の場合の基本料金。現場検査回数が異なる場合は、6,600円/回で補正する。

※2 : 日本住宅性能表示基準別表1左欄3(劣化)に加え、1(構造)及び5(温熱)のいずれにも認定等が適用され、現場回数が2回の場合の基本料金。現場検査回数が異なる場合は、6,600円/回で補正する。

※3 : 選択項目に認証が適用される場合、330円/分野の加算とする。

また、別表2-2-3脚注※2を準用する。この場合、追加又は変更項目に認定等が適用される分野の手数料加算は半額とする。

注) 別表2-1-2の注)と同じ。

イ アにおいて、当該共同住宅等に係る直前の認定等を含む設計住宅性能評価又は変更設計住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-2-4で算出した額に1.5を乗じた額とする。

(6) 変更建設住宅性能評価の評価料金

ア 当該共同住宅等に係る直前の建設住宅性能評価又は変更建設住宅性能評価をジェイイーで行っている場合は、評価対象住宅の延べ面積の区分に応じて、変更によって発生した検査1回につき別表2-2-5に定める額に別表7で定める額を加算した額とする。

別表2-2-5 変更建設住宅性能評価の評価料金

変更部分の延べ面積	料 金 (基本料金+評価書交付料金)	
	基本料金	評価書交付料金
3,000 m ² 以内	55,000	11,000×Mc
3,000 m ² を超えて5,000 m ² 以内	88,000	11,000×Mc
5,000 m ² を超えて10,000 m ² 以内	220,000	11,000×Mc
10,000 m ² を超えて50,000 m ² 以内	770,000	8,800×Mc

Mc：評価書交付戸数

イ アにおいて、当該共同住宅等に係る直前の建設住宅性能評価又は変更建設住宅性能評価をジェイイー以外の者が行っている場合は、別表2-2-3又は別表2-2-4で算出した額に1.5を乗じた額とする。

ウ 認定等を含む共同住宅等の変更建設住宅性能評価の料金は、別途見積とする。

(7) 再検査又は追加検査の料金

共同住宅等の建設住宅性能評価において、再検査を行う場合の料金は、申請者と別途協議して定める。

別表3 既存住宅の建設住宅性能評価の評価料金

1 戸建住宅

別表3既1-1(必須項目)に定める額とする。また、選択項目の評価がある場合は、別表3既1-1(必須項目)に定める額に別表3既1-2(選択項目)で定める額を加算した額とする。

(1) 現況調査、特定現況調査の評価料金(必須項目)

別表3既1-1

評価種別	料 金		
	設計図書有の場合	設計図書無の場合	再検査
現況調査	88,000×割増係数 ※1	別途見積	55,000
特定現況調査	55,000+別途見積 ※2		
簡易図面作成	55,000+別途見積		

住宅紛争処理支援センターの負担金を含む。

※1：以下に掲げる延べ面積、階数、築年数による割増を適用する。

延べ面積による割増係数		階数による割増係数		築年数による割増係数	
延べ面積	割増係数	階 数	割増係数	築年数	割増係数
200 m ² 以下	1.0	2階以下	1.0	10年以下	1.0
200 超え 500 m ² 以下	1.2	3~4階以下	1.2	10超20年以下	1.2
500 m ² 超える	1.4	5階以上	1.4	20年超える	1.4

※2：出張費(別表7)

(2) 個別性能評価の評価料金(選択項目)

別表3既1-2

評価項目	全ての既存住宅の評価		建設住宅 性能評価等	
	設計図書有	設計図書無		
1.構造の安定に関すること	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	既A-1 又は 既A-2による	55,000	
	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	見積		
	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止【免振建築物】)	既Bによる		
	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	見積	55,000(注1)	
	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	見積		
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法(注2)	11,000		
	1-7 基礎の構造方法及び形式			
2.火災の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	11,000	8,800	
	2-4 脱出対策(火災時)			
	2-5 耐火等級【延焼の恐れのある部分(開口部)】			
	2-6 耐火等級【延焼の恐れのある部分(開口部以外)】			
3.劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	既C-1 又は 既C-2による	16,500	

評価項目		全ての既存住宅の評価		建設住宅性能評価等
4.維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理等級（専用配管）	11,000	見積	8,800
5.温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	55,000	見積	8,800
	5-2 一次エネルギー消費等級			
6.空気環境に関すること	6-2 換気対策（局所換気対策）	11,000	8,800	8,800
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別表2共1-1による		
	6-4 石綿含有建材の有無等	既Dによる		
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等			
7.光・視環境に関すること	7-2 単純開口率	11,000(注3)	55,000	8,800
	7-2 方位別開口比			
9.高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	11,000	11,000	8,800
10.防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	11,000	11,000	8,800

※ 個別性能評価は選択項目ですので1~10の内、1項目のみの評価も可能。

注1：免振建築物として建設住宅性能評価及び直近の免振建築物の点検結果報告が有るものに限る。

注2：地盤または杭の許容支持力等の設定根拠資料が必要。

注3：開口計算書が無い場合、評価料金は33,000円とする。

(3)追加検査の料金

別途、申請者と協議して定める。

2 共同住宅等

別表3既2-1-1に定めた額に、別表3既2-1-2(必須項目)で定めた額を加算した額とする。また、選択項目の評価がある場合

は、別表3既2-1-1に定めた額に別表3既2-1-2(必須項目)で定めた額及び別表3既2-2で定めた額を加算した額とする。

なお現況調査料金は、1棟の料金+1住戸の料金×評価戸数(共同住宅等は、専用部分単独では評価できない。)

(1)-1 現況調査、特定現況調査の評価料金(必須項目、1棟の料金)

別表3既2-1-1

評価種別	料 金		
	設計図書有の場合	設計図書無の場合	再検査
現況調査	330,000×割増係数 ※1	別途見積	別途見積
特定現況調査	330,000+別途見積 ※2		
簡易図面作成	M×88,000+別途見積		

住宅紛争処理支援センターの負担金を含む。

M：評価対象戸数

※1：以下に掲げる延べ面積、階数、築年数による割増を適用する。

延べ面積による割増係数		築年数による割増係数	
延べ面積	割増係数	築年数	割増係数
500 m ² 以下	0.8	5年以下	0.9
500 超え 1,000 m ² 以下	0.9	5超え 10年以下	1.0
1,000 超え 2,000 m ² 以下	1.0	10超え 20年以下	1.2
2,000 超え 5,000 m ² 以下	1.2	20年超える	1.4
5,000 超え 10,000 m ² 以下	1.5		
10,000 超え 20,000 m ² 以下	2.0		
20,000 超え 30,000 m ² 以下	3.0		

※2：出張費(別表7)

(1)-2 専用部分の評価料金(必須項目、1住戸の料金)

別表3既2-1-2

1住戸	設計図書有	設計図書無	再検査
現況調査	66,000	88,000	55,000
特定現況調査(腐朽・蟻害)	別途見積		

※ 「補修を要する程度と認められた事象」のうち主なもの写真添付を含む。

※ 設計図書無の場合は、簡単な平面図を作成する費用を含む。

(2) 個別性能評価(選択項目)の評価料金

別表3既2-2

評価項目	全ての既存住宅の評価		建設住宅 性能評価等
	設計図書有	設計図書無	
1.構造の安定に関すること	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 既A-1 又は 既A-2 による	見積	55,000
	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)		
	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止【免振建築物】)		
	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		55,000(注1)
	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法(注2)		
	1-7 基礎の構造方法及び形式		
2.火災の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	11,000/戸	8,800/戸
	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸火災時)		
	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)		
	2-4 脱出対策(火災時)		
	2-5 耐火等級〔延焼の恐れのある部分(開口部)〕		
	2-6 耐火等級〔延焼の恐れのある部分(開口部以外)〕		
	2-7 耐火等級〔界壁及び界床〕		
3.劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級(構造躯体等) 既C-1 又は 既C-2 による	見積	16,500
4.維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理等級(専用配管)	11,000/戸	8,800/戸
	4-2 維持管理等級(共用配管)		
	4-3 更新対策(共用排水管)		
	4-4 更新対策(住戸専用部)		
5.温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	55,000/戸	8,800/戸
	5-2 一次エネルギー消費等級		

評価項目	全ての既存住宅の評価		建設住宅 性能評価等
	設計図書有	設計図書無	
6.空気環境に関すること	6-2 換気対策（局所換気対策）	11,000/戸	8,800
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別表2共1-1による	
	6-4 石綿含有建材の有無等	既Dによる	
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等		
7.光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	11,000/戸 (注3)	8,800/戸
	7-2 方位別開口比		
9.高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	11,000/戸	11,000/戸
	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	11,000/戸	11,000/戸
10.防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	11,000/戸	11,000/戸
			8,800/戸

※ 個別性能評価は選択項目ですので1~10の内、1項目のみの評価も可能。

注1：免振建築物として建設住宅性能評価及び直近の免振建築物の点検結果報告が有るものに限る。

注2：地盤または杭の許容支持力等の設定根拠資料が必要。

注3：開口計算書が無い場合、評価料金は55,000円とする。

○ 別表3既1-2、別表3既2-2中の個別の別表は次のとおりとする。

① 中古住宅1-1耐震等級(構造躯体の倒壊防止)に係る評価料金

ア 木造

既A-1

延べ面積	構造計算の種類別料金		
	品確法壁量計算 耐震診断 (一般診断法)	耐震診断 (精密診断法) ・許容応力度計算	保有水平耐力計算 限界耐力計算等
200 m ² 以下	110,000	143,000	別途見積
200 m ² 超え	+50 m ² 毎に 22,000	+50 m ² 毎に 22,000	

イ 木造以外の構造

既A-2

延べ面積	構造計算の種類別料金	
	許容応力度計算等 ・耐震診断	限界耐力計算等
200 m ² 以下	165,000	別途見積
200 超え 1,000 m ² 以下	275,000	
1,000 超え 5,000 m ² 以下	308,000	
5,000 超え 10,000 m ² 以下	330,000	
10,000 超え 20,000 m ² 以下	418,000	

② 中古住宅1-3その他[免振建築物]に係る評価料金

全ての構造

既B

延べ面積	料金
200 m ² 以下	165,000
200 超え 1,000 m ² 以下	275,000
1,000 超え 5,000 m ² 以下	308,000
5,000 超え 10,000 m ² 以下	330,000
10,000 超え 20,000 m ² 以下	418,000

③ 中古住宅 3-1 劣化対策等級(構造躯体等)に係る評価料金

ア 木造

既C-1

延べ面積	料金
120 m ² 以下	55,000
120 超え 200 m ² 以下	88,000
200 m ² 超える +50 m ² 毎に	110,000 22,000

イ 木造以外の構造

既C-2

延べ面積	料金
200 m ² 以下	88,000
200 超え 1,000 m ² 以下	110,000
1,000 超え 5,000 m ² 以下	198,000
5,000 超え 10,000 m ² 以下	275,000
10,000 超え 20,000 m ² 以下	440,000

④ 中古住宅 6-4、6-5 石綿含有建材等に濃度測定に係る評価料金

既D

6-4 石綿含有建材の有無等 (1住戸の料金)		6-5 室内空気中の 石綿の粉塵の濃度等	
有無確認	165,000	濃度測定 ・分析	1箇所2資料
サンプル採取・分析	1 建材3検体 528,000		495,000

注1：建材サンプリングについては、申請者の指定する建材について実施するが、そのために壁等の仕上げ等の一部をはがす、高所作業で足場が必要などの場合の用意は、申請者で行う。

注2：サンプリングは、1建材につき、吹付け材では10 cm³程度、板材では100 cm³程度のものを3箇所採取するが、その部分の復旧・補修等は申請者で行う。

注3：濃度測定は、申請者の指定する室内で実施するが、現地における評価員の判断により適した部屋を選定する場合がある。

注4：サンプリング資料の分析についてはJISA1481(建材製品中のアスベスト含有率測定方法)により、室内空気中の濃度測定については住宅性能表示の評価基準による。

注5：遠隔地の場合の出張費は別途見積となる。

(3) 追加検査等の料金

別途、申請者と協議して定める。

別表4 長期使用構造等の確認等に係る評価料金等

1 長期使用構造等確認業務に係る確認料金1

(1) 確認業務(業務規程第8条第1項に規定する新築住宅)

ア 戸建住宅

別表2、1 戸建住宅の(1)又は(2)の必須項目のみの欄で算定した設計住宅性能評価の評価料金に3,300円を加算した額を確認料金とする。

イ 共同住宅等

別表2、2 共同住宅等の(1)又は(2)の必須項目のみの欄で算定した設計住宅性能評価の評価料金に、確認戸数に2,200円を乗じた額を加算した額を確認料金とする。

(2) 変更確認業務(業務規程第8条第2項に規定する新築住宅)

上記(1)に0.5を乗じた額を確認料金とする。

2 長期使用構造等確認業務に係る確認料金2

(1) 確認業務(業務規程第17条第1項に規定する既存住宅(増築・改築又は建築行為無))

ア 戸建住宅

別表3 既1-1の評価料金に、別表3 既1-2の表で、長期使用構造等とするための措置に必要な選択項目の評価料金を加算した額を確認料金とする。

イ 共同住宅等

別表3 既2-1-1の評価料金に、別表3 既2-1-2の評価料金及び別表3 既2-2の長期使用構造等とするための措置に必要な選択項目の評価料金を加算した額を確認料金とする。

(2) 変更確認業務(業務規程第 25 条)

上記(1)に 0.5 を乗じた額を確認料金とする。いずれも、審査を伴わない場合は、5,500 円とする

3 設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認業務に係る評価料金及び確認料金

(1) 設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認業務(業務規程第 9 条)

ア 戸建住宅

別表 2、1 戸建住宅で算定した設計住宅性能評価の評価料金に 2,200 円を加算した額とする。

イ 共同住宅等

別表 2、2 共同住宅等で算定した設計住宅性能評価の評価料金に 5,500 円加算した額とする。

(2) 変更確認業務(業務規程第 13 条第 1 項)

① 変更設計住宅性能評価の申請がある場合の変更確認料金

ア 戸建住宅

別表 2、1 戸建住宅(3)で定める変更設計住宅性能評価料金に 1,100 円を加算した額とする。

イ 共同住宅等

別表 2、2 共同住宅等(3)で定める変更設計住宅性能評価の料金に 3,300 円を加算した額とする。

② 変更設計住宅性能評価の申請が無い場合の変更確認料金

ア 戸建住宅

別表 2、1 戸建住宅で算定した設計住宅性能評価の評価料金(必須項目のみ)の評価料金に 0.5 を乗じた額に 1,100 円を加算した額とする。

イ 共同住宅等

別表 2、2 共同住宅等の別表 2-2-1 で定める設計住宅性能評価(必須項目のみ)の評価料金に 0.5 を乗じた額に 3,300 円を加算した額とする。

4 建設住宅性能評価(既存)の申請と併せて行う長期使用構造等確認業務に係る評価料金及び確認料金

(1) 建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認業務(業務規程第 18 条)

ア 戸建住宅

別表 3、1 戸建住宅で算定した建設住宅性能評価(既存)の評価料金に、2,200 円を加算した額とする。

イ 共同住宅等

別表 3、2 共同住宅等で算定した建設住宅性能評価(既存)の評価料金に、確認戸数に 5,500 円を乗じた額を加算した額とする。

(2) 変更確認業務(施行規則第 7 条の 2)

① 変更建設住宅性能評価の申請がある場合の変更確認料金

ア 戸建住宅

上記(1)ア戸建住宅で算定した額に 0.5 を乗じた額とする。

イ 共同住宅

上記(1)イ共同住宅等で算定した額に 0.5 を乗じた額とする。

② 変更建設住宅性能評価の申請が無い場合の変更確認料金

ア 戸建住宅

別表 3、1 戸建住宅既 1-1 の評価料金に別表 3 既 1-2 の表で、長期使用構造等とするための措置に必要な選択項目の評価料金を加算した額に 0.5 を乗じた額とする。

イ 共同住宅

別表 3、2 共同住宅等で算定した建設住宅性能評価(既存)の評価料金に、変更確認戸数に 5,500 円を乗じた額を加算した額に 0.5 を乗じた額とする。

5 業務規程第 15 条第 1 項及び第 25 条第 1 項に基づく、長期使用構造等に係る軽微変更該当証明業務に係る確認料金

5,500 円に長期使用構造等とするための措置に必要な項目に係る項目がある場合は、当該項目数に 3,300 円を乗じた額を加算する。

別表5 共通費用

特定測定物質の濃度測定に係る評価料金

評価対象住戸において、室内空気中の化学物質の濃度等の測定が選択された場合の評価料金は、別表5に定める額とする。

別表5 特定室内物質の濃度測定に係る測定箇所あたりの料金

同一時期に測定する箇所数	ホルムアルデヒト	ホルムアルデヒト+VOC
1	33,000	55,000
2	27,500	50,600
3~5	25,300	46,200
6~10	23,100	41,800
10~	20,900	39,600

※ パッシブ測定(バッジ方式)による測定料金。空気採集法は、別途見積りとなります。

別表6 住宅性能評価料金等の減額又は増額

1 減額

(1) 業務規程第34条に規定する減額は、次のとおりとする。

号	内 容	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	設計住宅性能評価併せ 長期使用構造等確認	建設住宅性能評価併せ 長期使用構造等確認	長期使用構造等確認 (新築)	長期使用構造等確認 (増改築,建築行為無)
1号	住宅形式性能認定を受けた形式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請又は長期使用構造等確認を行うとき。 ただし、その申請において住宅形式性能認定書の写し(ジェイマーが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ的確な実施に支障がないと認めた場合を除く)が添えられている場合に限る。	● 戸建住宅: 別表2、1 戸建住宅(2)で定める評価料金(別表2-1-2 参照) ● 共同住宅等: 別表2、2 共同住宅等(2)で定める評価料金(別表2-2-4 参照)	● 戸建住宅: 別表2、1 戸建住宅(5)で定める評価料金(別表2-1-4 参照) ● 共同住宅等: 別表2、2、共同住宅等(5)で定める評価料金(別表2-2-4 参照)	● 戸建住宅: 別表4、3、(1)ア戸建住宅で定める料金 ● 共同住宅等: 別表4、3、(1)イ共同住宅等で定める料金	● 戸建住宅: 別表4、4 (1)ア戸建住宅で定める料金 ● 共同住宅等: 別表4、4 (1)イ共同住宅等で定める料金	● 戸建住宅: 別表4、1、(1)ア戸建住宅で定める確認料金 ● 共同住宅等: 別表4、1、(1)イ共同住宅等で定める確認料金	● 戸建住宅: 別表4、2 (1)ア戸建住宅で定める確認料金(※) ● 共同住宅等: 別表4、2、(1)イ共同住宅等で定める確認料金(※)
2号	住宅である認証形式住宅部分又は住宅の部分である認証形式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。 ただし、その申請において形式住宅部分等製造者等認証書の写し(ジェイマーが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ的確な実施に支障がないと認めた場合を除く)が添えられている場合に限る。	上記各住宅の評価料金の5%を限度	上記各住宅の評価料金の5%を限度	上記各住宅の料金の5%を限度	上記各住宅の料金の5%を限度	上記各住宅の確認料金の5%を限度	上記各住宅の確認料金の5%を限度
3号	共同住宅等の設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の第2項に規定する確認申請を行うとき。	● 共同住宅等: 別表2、2 共同住宅等(1)又は(2)で定める評価料金の3%を限度	—	● 共同住宅等: 别表4、3 (1)イ共同住宅等で定める料金の3%を限度	● 共同住宅等: 别表4、4 (1)イ共同住宅等に定める料金の3%を限度	● 共同住宅等: 别表4、1 (1)イ共同住宅等に定める料金の3%を限度	● 共同住宅等: 别表4、2 (1)イ共同住宅等で定める確認料金(※)の3%を限度
4号	建設住宅性能評価(既存住宅を除く)の申請とともに、建築基準法第7条の第2項に規定する完了検査又は同法第7条の第4項に規定する中間検査の申請を行うとき。	—	● 戸建住宅: 别表2、1 戸建住宅の(4)又は(5)で定める評価料金の10%を限度 ● 共同住宅等: 别表2、2 共同住宅等の(4)又は(5)で定める評価料金の	—	—	—	—
5号	戸建住宅は年間30戸以上、共同住宅等は一棟か30戸以上で年間50戸以上の設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるときで、設計の仕様・等級が概ね同一で設計図書の記載内容が整理され同一表現となっていること。特に共同住宅等の場合は、住戸タイプが少なく又はプランが概ね整形で、同一の省エネルギー計画の住戸が多いなど、審査が効率的に実施できるとジェイマーが認めるとき。	● 戸建住宅: 别表2、1 戸建住宅、(1)又は(2)で定める評価料金の 30~50戸未満 20%を限度 50戸以上 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表2、2 共同住宅等、(1)又は(2)で定める評価料金の 50~100戸未満 25%を限度 100戸以上 35%を限度	—	● 戸建住宅: 别表4、3、(1)ア戸建住宅で定める料金の 30~50戸未満 20%を限度 50戸以上 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、3、(1)イ共同住宅等で定める料金の 50~100戸未満 25%を限度 100戸以上 35%を限度	● 戸建住宅: 别表4、4 (1)ア戸建住宅で定める料金の 30~50戸未満 20%を限度 50戸以上 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、4 (1)イ共同住宅等で定める料金の 50~100戸未満 25%を限度 100戸以上 35%を限度	● 戸建住宅: 别表4、1 (1)ア戸建住宅で定める料金の 30~50戸未満 20%を限度 50戸以上 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、1 (1)イ共同住宅等で定める料金の 50~100戸未満 25%を限度 100戸以上 35%を限度	● 戸建住宅: 别表4、2 (1)ア戸建住宅で定める確認料金の 30~50戸未満 20%を限度 50戸以上 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、2 (1)イ共同住宅等で定める確認料金(※)の 50~100戸未満 25%を限度 100戸以上 35%を限度
6号	共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等の確認を効率的に実施できるとジェイマーが判断した時	● 共同住宅等: 别表2、2 共同住宅等、(1)又は(2)で定める評価料金の 住戸タイプ数/全住戸数 15%以下 5%を限度 10%以下 10%を限度 5%以下 15%を限度	—	● 共同住宅等: 别表4、3、(1)イ共同住宅等で定める料金の 住戸タイプ数/全住戸数 15%以下 5%を限度 10%以下 10%を限度 5%以下 15%を限度	● 共同住宅等: 别表4、4 (1)ア戸建住宅で定める料金の 住戸タイプ数/全住戸数 15%以下 5%を限度 10%以下 10%を限度 5%以下 15%を限度	● 共同住宅等: 别表4、1 (1)ア戸建住宅で定める料金の 住戸タイプ数/全住戸数 15%以下 5%を限度 10%以下 10%を限度 5%以下 15%を限度	● 共同住宅等: 别表4、2 (1)イ共同住宅等で定める確認料金(※)の 住戸タイプ数/全住戸数 15%以下 5%を限度 10%以下 10%を限度 5%以下 15%を限度
7号	一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図られるよう戸建住宅3戸以上又は共同住宅等2棟以上上の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき、若しくは第5号で効率的審査ができると認めた1棟50戸以上の共同住宅等の建設住宅性能評価において、検査内容の把握のし易さや同じタイプの住宅が多いことなどから、検査が効率的に実施できるとジェイマーが認めるとき。	—	● 戸建住宅: 别表2、1 戸建住宅(4)(エを除く)又は(5)で定める評価料金の 10%を限度 ● 共同住宅等: 别表2、2 共同住宅等(4)(エを除く)又は(5)で定める評価料金の 10%を限度	—	● 戸建住宅: 别表4、4 (1)ア戸建住宅で定める料金の 10%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、4 (1)イ共同住宅等で定める料金の 10%を限度	—	—
8号	変更設計住宅性能評価申請書、又は変更に係る長期使用構造等確認申請若しくは変更建設住宅性能評価申請に係る変更内容等、申請毎に大きく異なることから、別表2から別表4で算定した評価料金等が業務量に対して相当高くなるとジェイマーが認める場合は、業務量に応じて減額することができる。	● 戸建住宅: 别表2、1 戸建住宅、(3)で定める評価料金の 50%を限度 ● 共同住宅等: 别表2、2 共同住宅等、(3)で定める評価料金の 50%を限度	● 戸建住宅: 别表2、1 戸建住宅、(6)で定める評価料金の 50%を限度 ● 共同住宅等: 别表2、2 共同住宅等、(6)で定める評価料金の 50%を限度	● 戸建住宅: 别表4、3、(2)①又は②で定める料金の 50%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、3、(2)①又は②で定める料金の 50%を限度	● 戸建住宅: 别表4、4 (2)①又は②アで定める料金の 50%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、4 (2)①又は②イで定める料金の 50%を限度	● 戸建住宅: 别表4、1 (2)で定める料金の 50%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、1 (2)で定める料金の 50%を限度	● 戸建住宅: 别表4、2 (2)で定める確認料金(※)の 50%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、2 (2)で定める確認料金(※)の 50%を限度
9号	地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。	● 戸建住宅: 别表2、1 戸建住宅、(1)又は(2)で定める評価料金の 10%を限度 ● 共同住宅等: 别表2、2 共同住宅等、(1)又は(2)で定める評価料金の 10%を限度	● 戸建住宅: 别表2、1 戸建住宅(4)又は(5)で定める評価料金の 10%を限度 ● 共同住宅等: 别表2、2 共同住宅等、(4)又は(5)で定める評価料金の 10%を限度	—	—	—	—

注: 当該減額規定は、次項の増額規定に定める増額要因がないことを前提とし、増額要因が軽微な場合は、その程度により減額率を検討する。

(2) 上記各号は、減額理由が同一でない場合は加算することができるが、減額合計額は、評価料金合計額の40%を限度とする。

(3) 上記減額規定のうち割合で規定している場合は、100円未満を切捨てとする。

2 増額

(1) 業務規程第35条に規定する増額は、次のとおりとする。

号	内 容	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	設計住宅性能評価併せ 長期使用構造等確認	建設住宅性能評価併せ 長期使用構造等確認	長期使用構造等確認 (新築)	長期使用構造等確認 (増改築・建築行為無)
1号	設計住宅性能評価申請書、建設住宅性能評価申請書(既存)又は長期使用構造等確認申請書の受付後、申請者の都合で審査が中断する場合や、同じ内容の正指摘が繰り返される、または指摘以外の箇所が変更されるなど、ジェイマーの責めに帰すことができない事由により、ジェイマーの業務量が増大するとき。	● 戸建住宅: 別表2、1 戸建住宅、(1)又は(2)で定める評価料金 の 50%を限度 ● 共同住宅等: 別表2、2 共同住宅等、(1)又は(2)で定める評価料金 の 50%を限度	—	● 戸建住宅: 別表4、3、(1)ア戸建住宅、で定める確認料金 の 50%を限度 ● 共同住宅等: 別表4、4、(1)イ共同住宅等で定める確認料金 の 50%を限度	● 戸建住宅: 別表4、4、(1)ア戸建住宅、で定める確認料金 の 50%を限度 ● 共同住宅等: 別表4、4、(1)イ共同住宅等で定める確認料金 の 50%を限度	● 戸建住宅: 別表4、1、(1)ア戸建住宅で定める確認料金 (※) の 50%を限度 ● 共同住宅等: 別表4、2、(1)イ共同住宅等で定める確認料金 (※) の 50%を限度	● 戸建住宅: 別表4、2、(1)ア戸建住宅で定める確認料金 (※) の 50%を限度 ● 共同住宅等: 別表4、2、(1)イ共同住宅等で定める確認料金 (※) の 50%を限度
2号	設計住宅性能評価申請書、建設住宅性能評価申請書(既存)又は長期使用構造等確認申請書受付後の審査途中において、評価等級が変わる、または図面が変わることで大きな変更があり、申請者の依頼その他の事由で再審査が必要になったとき。	● 戸建住宅: 别表2、1 戸建住宅、(1)、(2)又は(3)で定める評価料金 の 100%を限度 ● 共同住宅等: 别表2、2 共同住宅等、(1)又は(2)で定める評価料金 の 100%を限度	—	● 戸建住宅: 别表4、3、(1)ア戸建住宅で定める確認料金 の 100%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、4、(1)イ共同住宅等で定める確認料金 の 100%を限度	● 戸建住宅: 别表4、4、(1)ア戸建住宅で定める確認料金 の 100%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、4、(1)イ共同住宅等で定める確認料金 の 100%を限度	● 戸建住宅: 别表4、1、(1)ア戸建住宅で定める確認料金 (※) の 100%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、2、(1)イ共同住宅等で定める確認料金 (※) の 100%を限度	● 戸建住宅: 别表4、2、(1)ア戸建住宅で定める確認料金 (※) の 100%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、2、(1)イ共同住宅等で定める確認料金 (※) の 100%を限度
3号	申請者の依頼で、通常の処理期間より早期に評価を行うとき。	● 戸建住宅: 别表2、1 戸建住宅、(1)、(2)又は(3)で定める評価料金 の 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表2、2 共同住宅等、(1)、(2)又は(3)で定める評価料金 の 30%を限度	—	● 戸建住宅: 别表4、3、(1)ア若しくは(2)①ア又は②ア戸建住宅、で定める確認料金 の 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、4、(1)イ若しくは(2)①イ又は②イ共同住宅等で定める料金 の 30%を限度	● 戸建住宅: 别表4、4、(1)ア若しくは(2)①ア又は②ア戸建住宅、で定める確認料金 の 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、4、(1)イ若しくは(2)①イ又は②イ共同住宅等で定める料金 の 30%を限度	● 戸建住宅: 别表4、1、(1)ア戸建住宅で定める確認料金 (※) の 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、2、(1)イ共同住宅等で定める確認料金 (※) の 30%を限度	● 戸建住宅: 别表4、2、(1)ア戸建住宅で定める確認料金 (※) の 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、2、(1)イ共同住宅等で定める確認料金 (※) の 30%を限度
4号	温熱環境エネルギー消費量に係る計算ソフトで、一般的に使われている一般社団法人住宅性能評価・表示協会又は国立研究開発法人建築研究所等が提供する計算ソフト以外の計算ソフトを使用されているため、ジェイマーの業務量が増大するとき。	● 戸建住宅: 别表2、1 戸建住宅、(1)、(2)又は(3)で定める評価料金 の 10%を限度 ● 共同住宅等: 别表2、2 共同住宅等、(1)、(2)又は(3)で定める評価料金 の 10%を限度	—	● 戸建住宅: 别表4、3、(1)ア、(2)①ア又は②ア戸建住宅、で定める確認料金 の 10%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、4、(1)イ、(2)①イ又は②イ共同住宅等で定める確認料金 の 10%を限度	● 戸建住宅: 别表4、4、(1)ア、(2)①ア又は②ア戸建住宅、で定める料金 の 10%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、4、(1)イ、(2)①イ又は②イ共同住宅等で定める料金 の 10%を限度	● 戸建住宅: 别表4、1、(1)ア戸建住宅で定める確認料金 (※) の 10%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、2、(1)イ共同住宅等で定める確認料金 (※) の 10%を限度	● 戸建住宅: 别表4、2、(1)ア戸建住宅で定める確認料金 (※) の 10%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、2、(1)イ共同住宅等で定める確認料金 (※) の 10%を限度
5号	変更更設計住宅性能評価申請書、又は建設住宅性能評価に係る変更等の申告書受付後の評価において、申請者の都合で審査が中断する場合や同じ訂正内容の指摘が繰り返されるなど、ジェイマーの責めに帰すことができない事由によりジェイマーの業務量が増大するとき。	● 戸建住宅: 别表2、1 戸建住宅、(3)定める評価料金 の 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表2、2 共同住宅等、(3)で定める評価料金 の 30%を限度	● 戸建住宅: 别表2、1 戸建住宅、(6)定める評価料金 の 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表2、2 共同住宅等、(6)で定める評価料金 の 30%を限度	● 戸建住宅: 别表4、3、(2)①ア戸建住宅に係るもので定める確認料金 の 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、3、(2)①イ共同住宅等に係るもので定める確認料金 の 30%を限度	● 戸建住宅: 别表4、4、(2)①ア又は②ア戸建住宅に係るもので定める料金 の 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、4、(2)①イ又は②イ共同住宅等に係るもので定める料金 の 30%を限度	● 戸建住宅: 别表4、1、(2)で定める確認料金 (※) の 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、1、(2)で定める確認料金 の 30%を限度	● 戸建住宅: 别表4、2、(2)で定める確認料金 (※) の 30%を限度 ● 共同住宅等: 别表4、2、(2)で定める確認料金 の 30%を限度

(2) 上記各号は、増額理由が同一でない場合は加算することができる。

(3) 上記増額規定のうち割合で規定している場合は、100円未満を切捨てとする。

別表7 出張費

別表7 広島本社の業務区域(出張費)

区分		出張費
都道府県	地域	
広島県	広島市、府中町、海田町、坂町、熊野町、呉市、江田島市、東広島市、大竹市、廿日市市、安芸太田町、北広島町、安芸高田市	0
	三次市、世羅町、三原市、竹原市、大崎上島町	3,300
	尾道市、府中市、福山市、庄原市、神石高原町	5,500
山口県	岩国市、和木町	0
	周南市、下松市、光市、柳井市、平生町、上関町、周防大島町、田布施町	4,400
	山口市、防府市	12,100
	下関市、萩市、宇部市、山陽小野田市、美祢市、長門市、阿武町	16,500
岡山県	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町	23,100
	倉敷市、総社市、新見市、早島町、矢掛町	25,300
	岡山市、玉野市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町	26,400
	高梁市、真庭市、備前市	27,500
	津山市、美作市、鏡野町、新庄村、奈義町、勝央町、美咲町、久米南町、西粟倉村	26,400～35,200
島根県	益田市、浜田市、江津市、川本町、美郷町、飯南町、邑南町、津和野町、吉賀町、奥出雲町	27,500
	松江市、出雲市、大田市、雲南市、安来市	33,000
	隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村	別途実費等加算
鳥取県	米子市、境港市、日南町、日吉津村	35,200
	倉吉市、北栄町、琴浦町、大山町、伯耆町、南部町、日野町、江府町	38,500
	鳥取市、湯梨浜町、三朝町、智頭町、八頭町、若桜町、岩美町	44,000
兵庫県	赤穂市、相生市、姫路市、たつの市、加古川市、明石市、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市	49,500
	上記以外の地域	別途実費等加算

区分		出張費
都道府県	地域	
大阪府	高石市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、河南町、河内長野市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、熊取町、泉南市、阪南市、岬町、能勢町、豊能町、千早赤阪村	別途実費等加算
	上記以外の地域	66,000
京都府	京都市、宇治市、京田辺市	60,500
	上記以外の地域	別途実費等加算
滋賀県	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市	66,000
	上記以外の地域	別途実費等加算
三重県	全域	別途実費等加算
奈良県	全域	別途実費等加算
和歌山県	全域	別途実費等加算
福井県	全域	別途実費等加算
愛媛県	全域	別途実費等加算
香川県	全域	別途実費等加算
徳島県	全域	別途実費等加算
高知県	全域	別途実費等加算

※島しょ部については、別途実費等を加算します。

別表7 東京支店の業務区域(出張費)

区分		出張費
都道府県	地域	
北海道	全域	別途実費等加算
青森県	青森市	93,500
	上記以外の地域	別途実費等加算
岩手県	盛岡市	71,500
	上記以外の地域	別途実費等加算
秋田県	秋田市	93,500
	上記以外の地域	別途実費等加算
宮城県	仙台市	66,000
	上記以外の地域	別途実費等加算
山形県	山形市	77,000
	上記以外の地域	別途実費等加算
福島県	福島市、郡山市、いわき市	66,000
	上記以外の地域	別途実費等加算
茨城県	水戸市、笠間市、石岡市、結城市、土浦市、古河市、牛久市、取手市、守谷市、常総市、 下妻市、筑西市、桜川市、塩来市、鹿嶋市、鉾田市、大洗町、ひたちなか市、那珂市	55,000
	上記以外の地域	別途実費等加算
	宇都宮市、小山市、真岡市、野木町、下野市、鹿沼市、栃木市、佐野市、足利市、上三 川町、壬生町	55,000
栃木県	上記以外の地域	別途実費等加算
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、桐生市、藤岡市、富岡市、安中 市	55,000
	上記以外の地域	別途実費等加算
埼玉県	東松山市、熊谷市、行田市、羽生市、加須市、鴻巣市、飯能市、入間市、日高市、鶴ヶ 島市、 坂戸市、桶川市、上尾市、蓮田市、白岡市、幸手市、久喜市、北本市、春日部市、川越 市、狭山市、杉戸町、宮代町、伊奈町、川島町、吉見町、鳩山町、越生町、毛呂山町	5,500
	深谷市、本庄市、秩父市、上里町、神川町、美里町、長瀬町、寄居町、小川町、嵐山 町、 滑川町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村	38,500
千葉県	白井市、印西市、佐倉市、四街道市、八街市、成田市、富里市、市原市、袖ヶ浦市、木 更津市、茂原市、栄町、酒々井町、芝山町、白子町、一宮町、睦沢町、長南町、長柄 町、長生村	5,500
	香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市、君津市、富津市、いす み市、 勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市、鋸南市、御宿町、大多喜町、神崎町、東庄町、多 古町、 横芝光町、九十九里町	38,500
東京都 (島しょ部除 <)	奥多摩町、檜原村	38,500
神奈川県	相模原市(南区、中央区)、座間市、大和市、綾瀬市、海老名市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌 倉市、 逗子市、横須賀市、三浦市、寒川町、葉山町	3,300
	厚木市、伊勢原市、平塚市、秦野市、小田原市、愛川町、松田町、大井町、中井町、二 宮町、 大磯町、開成町、清川村	5,500
	相模原市(緑区)、南足柄市、山北町、箱根町、湯河原町、真鶴町	38,500

区分		出張費
都道府県	地域	
山梨県	甲府市、甲州市、大月市、上野原市	55,000
	上記以外の地域	別途実費等加算
長野県	松本市、塩尻市、岡谷市、諏訪市、茅野市、富士見市、辰野町、軽井沢町、御代田町、小諸市、東御市、上田市、坂城町、千曲市、長野市、中野市、須坂市、小布施町、山之内市、飯山市	55,000
	上記以外の地域	別途実費等加算
新潟県 (島しょ部除く)	新潟市、三条市、見附市、長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日市市、妙高市、上越市、糸魚川市	55,000
	上記以外の地域	別途実費等加算
富山県	富山市、朝日町、入善市、黒部市、魚津市、館山町、射水市、高岡市、砺波市、小矢部市	66,000
	上記以外の地域	別途実費等加算
石川県	金沢市、津灘町、内灘町、野々市市、白山市、小松市、加賀市	77,000
	上記以外の地域	別途実費等加算
静岡県	熱海市、三島市、小山町、御殿場市、裾野市、沼津市、富士市、富士宮市、静岡市、焼津市、藤枝市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市、湖西市	60,500
	上記以外の地域	別途実費等加算
愛知県	名古屋市、大府市、刈谷市、知立市、安城市、幸田町、蒲郡市、豊橋市、稻沢市、一宮市	66,000
	上記以外の地域	別途実費等加算
岐阜県	岐阜市	66,000
	上記以外の地域	別途実費等加算

※ 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県における上記以外の地域については、出張費を加算しません。

別表7 福岡支店の業務区域(出張費)

区分		出張費
都道府県	地域	
福岡県	全域	0
大分県	日田市、玖珠町	44,000
	九重町、中津市、宇佐市、由布市、豊後高田市、別府市、日出町、竹田市、杵築市、大分市、国東市	49,500
	臼杵市、豊後大野市、津久見市、佐伯市	55,000
佐賀県	全域	別途実費等加算
熊本県	山鹿市、玉名市、荒尾市、南関町、和水町、長洲町	31,900
	熊本市、菊地市、合志市、小国町、南小国町、益城町、御船町、嘉島町、甲佐町、菊陽町、大津町、西原村	35,200
	阿蘇市、宇城市、宇土市、八代市、美里町、氷川町、高森町、山都町、産山村、南阿蘇村	38,500
	人吉市、水俣市、天草市、上天草市、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、苓北町、山江村、相良村、球磨村、五木村、水上村	44,000
長崎県	全域	別途実費等加算
宮崎県	全域	別途実費等加算
鹿児島県	全域	別途実費等加算
沖縄県 (島しょ部除く)	全域	別途実費等加算

※ 島しょ部については、別途加算します。

別表8 その他

1 評価書の再交付手数料

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項、同第7条第4項及び 条第5項に基づく住宅性能評価書の再交付等、若しくは同規則第7条の4第2項に基づく 確認書の再交付を行う場合の料金	5,500/1通
--	----------

2 本規定に定めの無い評価料金又は確認料金については、別途協議して定める。